

うきは市立小塩小学校いじめ防止基本方針

《うきは市立小塩小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「小塩小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を利用して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応します。

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない「重大な人権侵害」であることとらえ、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

※教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、法の規定に違反し得ることを全教職員で確認します。

※性的少数派等、特にきめ細やかな対応が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行います。

《いじめの防止》

- 4 「いじめは決して許されない」との意識を、学校の教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底します。そして、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。

具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・命の大切さを学ぶ道德の時間の充実
- ・命を大切に作る心を育む体験活動の充実
- ・学級活動の充実
- ・人間関係をつくる教育活動の実施
- ・いじめ防止等のための校内研修の実施

《いじめの早期発見》

- 5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修(4月)
- ・相談ポストの設置
- ・月1回のいじめアンケート等の実施
- ・定期的な教育相談活動の実施(6月・11月、2月)
- ・相談・通報等を受けた時には、すぐに校内いじめ対策推進委員会を開き、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図る。さらにより客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

《いじめへの対処》

6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする。)

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・「校内いじめ問題対策委員会」の月1回開催
- ・被害児童の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応
- ・出席停止制度等の適切な運用
- ・いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底
- ・学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決に努める。

《学校・家庭・地域と連携した取組》

7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。

具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布
- ・家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容の周知
- ・県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進(6月・10月)

《組織の設置》

8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。

具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・「校内いじめ問題対策委員会」を月1回実施
- ・「校内いじめ問題対策委員会」において、学期ごとの基本方針の実施状況の評価、点検の実施